プロスポーツ選手等顕彰制度の創設について

現在プロスポーツ選手等顕彰制度の創設についてパブリックコメントを実施中であり、 その骨子案は以下のとおりです。

1 表彰の考え方

県内には多くのプロスポーツチームが活動しており、これらの活躍を話題性などに応じて讃えることで、県民のスポーツ意識の高揚や地域活性化につなげていこうとするもの。リーグ優勝や個人タイトル獲得などプロスポーツでの活躍や多年にわたる地域貢献活動などに対し、話題性などに応じて速やかに表彰を行う。

制度創設を機に、県内プロスポーツの更なる活性化を期待している。

年度当初、千葉ロッテ佐々木投手の完全試合達成という偉業に対して知事賞を授与したが、手続きに時間を要し、授与決定まで約2か月かかった。 表彰効果を高めるには、話題性に応じて、速やかに表彰を行う必要がある。

2 対象 ①県内を拠点に活動するプロスポーツチーム及びチーム所属選手

(本県出身・在住に限る。)

※野球、サッカー、バスケットボール、ラグビー、バレーボールなど

②本県出身・在住の個人競技のプロスポーツ選手

※サーフィン、ゴルフなど

(出身の基準)

- ①本県生まれ
- ②県内学校・県内プロ下部組織に1年以上在籍

3 表彰類型と基準

〇ちば夢チャレンジ大賞

プロスポーツの試合等において、きわめて優秀な成績を収めたものに授与 ※例:プロ野球の日本シリーズ優勝、天皇杯とリーグ優勝との2冠など

〇ちば夢チャレンジ殊勲賞

プロスポーツの試合等において、特に優秀な成績を収めたものに授与 ※例: J1、B1などトップリーグでの優勝や個人タイトル獲得者など

〇ちば夢チャレンジ功労賞

スポーツを通じた地域における活動によりスポーツの推進に関する県行政に積極的に協力したものに授与

※例:ちば夢チャレンジパスポートプロジェクトに10年以上協力など

- ※賞状・感謝状の授与は、必要の都度行う。
- 4 施 行 バスケやラグビーのシーズン終了に間に合うよう令和5年4月1日

千葉県プロスポーツ選手等顕彰規則(案)の概要

1 制定理由

県では、これまでプロスポーツに特化した表彰制度はありませんでしたが、県内プロスポーツ選手等の活躍に対して、成績や話題性、地域への貢献度等に応じて表彰することを通じて、県民のスポーツに対する意識の高揚又は地域の活性化を図るため、プロスポーツに特化した表彰制度を新設することとしました。

2 規則内容

○この規則は、プロスポーツにおける活躍等を通じた県民のスポーツに対する意識の高揚 又は地域の活性化に功績のあったプロスポーツ選手等(県内に居住し、又は居住していた プロスポーツ選手等に限る。以下同じ。)の顕彰について、必要な事項を定めるものとしま す。

- ○顕彰の方法について、顕彰は、賞状又は感謝状を授与して行う。
- ○賞状及び感謝状の授与については、以下の3点とします。
- 1 知事は、プロスポーツの試合等において特に優れた成績を収めたプロスポーツ選手等 に対して、賞状を授与することができる。
- 2 知事は、スポーツを通じた地域における活動によりスポーツの推進に関する県行政に 積極的に協力したプロスポーツ選手等に対して、感謝状を授与することができる。
- 3 賞状及び感謝状の授与は、必要の都度行う。

3 施行期日

令和5年4月1日(予定)